

年	月	日
---	---	---

練馬区長 殿

練馬区カーボンニュートラル化設備の設置等に係る補助金交付申請書 兼 請求書（個人用）

練馬区カーボンニュートラル化設備の設置等に係る補助金交付要綱第7条第1項の規定により、つぎのとおり申請します。申請に当たり「2 同意事項」、「4 申請に当たっての注意事項」を確認しました。



1 申請者および請求口座

申請者区分	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 事業者(個人事業主)		印																				
氏名																							
住所	〒 _____ 練馬区	電話番号 (_____) _____																					
設備の設置等を行った場所の住所および名称	<small>※住所(所在地)以外に設置する場合に記入</small>																						
設備の設置等を行った建築物の状況	<input type="checkbox"/> 申請者単独所有 <input type="checkbox"/> その他(共有等) <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅																						
金融機関名 (漢字)	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 労金 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 支店 種別 <input type="checkbox"/> 出張所	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金																				
口座名義フリガナ	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																						
申請者口座名義 (漢字)	<small>※申請者本人名義の口座を記入</small>																						
申請者口座番号 (右詰め)	<small>(区使用欄)</small>																						

2 同意事項

下記事項の全てに同意した上で、申請します。

- (1) 補助金交付に係る審査に当たり、補助対象要件である区内在住状況の確認のため、区が保有する私および私の属する世帯の住民情報の照会を行うことに同意します。
- (2) 補助金交付に係る審査に当たり、補助対象要件である区税納付状況の確認のため、区が保有する私の区税情報の照会を行うことに同意します。
- (3) 補助金の交付を受けた後は、区が地球温暖化防止活動の推進のために協力を要請した際に、必要な範囲で協力をすることに同意します。

3 設置等を行った設備 ※申請する設備全てについて記載してください。

設備の種類	申請基準日	交付申請額	(区処理欄)	
			確定額	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	年 月 日	円		円
<input type="checkbox"/> 自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	年 月 日	円		円
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム(エネファーム)	年 月 日	円		円
<input type="checkbox"/> 蓄電システム	年 月 日	円		円
<input type="checkbox"/> ビークル・トゥ・ホームシステム	年 月 日	円		円
<input type="checkbox"/> 改修窓	年 月 日	円		円

4 申請に当たっての注意事項

- (1) 設備を設置等することによって立地上または構造上の危険が生じないことを確認した上で、申請をしてください。
- (2) 設備の設置等および使用により生ずる光の反射や騒音等の発生の防止に努め、周辺環境の保全に配慮してください。
- (3) 区が設備の設置等の状況を確認するため、追加の書類提出を求める場合および現地調査等を行う場合があります。
- (4) 補助金は、交付決定後に補助確定額を請求口座として記載された口座に振り込みます。
- (5) 交付決定を受けた設備は管理期間(補助金の交付決定日から5年間)が経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理してください。
- (6) 交付決定を受けた設備を管理期間中に処分する場合は、あらかじめ区長の承認を受けてください。

【区処理欄】 練馬区カーボンニュートラル化設備の設置等に係る補助金の交付について、つぎのとおり決定する。

受付処理	担当	未納	有 ・ 無	交付額	円
決定通知	担当	決定	交付 ・ 不交付	起案日	
				決定日	